

被扶養者の資格確認調査を行いました

組合員証



令和4年7月1日時点の特別認定（扶養手当受給該当者以外の方の認定）の被扶養者について、資格確認調査を行いました。今回の調査で、特に多かった事例について紹介します。

事例 1

アルバイトをしている子の収入が
3カ月連続で108,334円以上でした。
(給料は翌月払い)

➡ **月額108,334円以上の収入となったときは、給料日の翌日**が取消日となりますが、場合によっては、採用時の雇用条件を参考に取消することがあります。



☆雇用契約書等で年間の収入が**130万円以上**見込まれる場合は、雇用開始日に取消となります。

☆パート・アルバイト等で収入が不安定な場合は、**月額108,334円以上の収入が3カ月連続**したときに取消となります。

☆月額108,334円以上の収入を得る給与条件で雇用契約を交わしていた場合、雇用期間が3カ月を超える場合であれば、年間130万円未満の収入であっても雇用開始日をもって取消となります。

取消日 ・給料が翌月払い…基準額を超過した3カ月目の給料日翌日
・給料が当月払い…基準額を超過した4カ月目の初日

注意!

ここでいう収入とは、基本給にすべての手当を足した総支給額のことです。差引支給額（振込額）ではありません。

チェックポイント

- 複数の勤務先で収入がある方
- 雇用条件が変わり、収入が増える見込みの方

事例 2

パートをしている親が**公的年金**を受給し始めたことで、給与収入とあわせて**年額180万円以上**の収入となっていました。

➡ 被扶養者ご本人が**年金証書を受領した日**が取消日となります。



～障害年金または60歳以上の公的年金受給者～

☆「年金+その他の収入」が年間見込額**180万円以上**となると、見込みがたった時点で取消となります。

☆その他の収入が不安定な場合は、年金と併せて**月額15万円以上**の収入が**3カ月連続**したときに取消となります。

注意!

公的年金の受給、または改定による取消日は、年金受給者が事実を知り得た日、年金証書や年金額改定通知書を受け取った日となります。年金送金日ではありませんので、ご注意ください。

チェックポイント

- 老齢基礎年金を受給開始した方（65歳到達による）
- 年金以外の収入がある方

今回、**65歳到達により年金額が増加した**ことで収入超過となり取消になったケースがみうけられました。65歳を迎えた被扶養者がいる方は、気をつけましょう!



事例 3

配偶者がパート先の**健康保険証**を受け取っていました。

➡ **パート先の健康保険証の資格取得日**で被扶養者の取消となります。



☆現在の職場を通して被保険者（本人）として健康保険証を交付された方は、その健康保険証が最も優先されますので、当共済組合発行の組合員証（被扶養者証）は所属所を通して取消の手続きを行ってください。

注意!

健康保険証は**1人につき1枚**交付されるものです。複数枚お持ちの場合は、不要な健康保険証の返納（取消）手続きをしてください。

チェックポイント

- 就職した被扶養者がいる方